



第3号様式（第4条関係）

商産第1474号

令和4年3月22日

株式会社ユニマツプレシャス
代表取締役 高橋 洋二 殿

沖縄県知事 玉城康裕



地域経済牽引事業計画の承認について（通知）

令和3年9月3日付けで承認申請のありました地域経済牽引事業計画について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項の規定に基づき、承認します。

- 1 申請者：株式会社ユニマツプレシャス
代表取締役 高橋 洋二
- 2 所在地：東京都港区南青山2丁目12番14号
- 3 同意基本計画：石垣市
- 4 同意基本計画における活用戦略：
石垣市の魅力ある豊かな自然環境と景観を活用した観光・スポーツ分野
- 5 促進区域：沖縄県石垣市
- 6 地域経済牽引事業の事業名：
石垣リゾート&コミュニティ計画
- 7 その他：別紙のとおり意見を付します。

地域経済牽引事業計画に対する意見

申請者：株式会社ユニマットプレシャス 代表取締役 高橋 洋二
 基本計画：石垣市
 活用分野：石垣市の魅力ある豊かな自然環境と景観を活用した観光・スポーツ分野
 事業名：石垣リゾート&コミュニティ計画

項目番号	記載項目	意見
II 1、2 (別表1-2)	地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項、施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積	<p>当該区域には、森林法第5条に基づく地域森林計画対象民有林が含まれている。民有林(保安林を除く)の開発には森林法第10条の8による「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要である。</p> <p>また、1haを超える民有林の開発の場合には同法第10条の2による「開発行為の許可」が必要である。</p> <p>なお、当該地域周辺には保安林も存在することから、森林法の遵守を徹底し、手続きが生じた場合には確実に行うこと。</p>
その他	農地法	<p>農地を農地以外のものにする(農地の転用)場合、農地法第4条第1項及び第5条第1項に基づき県知事の許可を受けること。</p> <p>また、農業振興地域農用地区域内の農地は、農地転用申請を行う前に、農用地区域からの除外手続きを行う必要があること、登記地目が原野等である土地においても、現況が農地であれば、農地の転用にあたっては農地転用の許可が必要となるため、事前に農業委員会へ確認を行うこと。</p> <p>地域未来法第13条第6項の規定による地域経済牽引事業計画の承認を行った旨の通知があった場合、農地転用許可申請時に承認された地域経済牽引事業計画の写しを添付すること。転用申請の内容が当該計画に即していることの確認、その他農地法に基づき申請内容を確認することとなる。</p>
その他	沖縄県環境影響評価条例	<p>本事業の実施に際しては、石垣市基本計画における「環境保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に十分配慮するとともに、沖縄県環境影響評価条例第33条に基づき、評価書に記載された環境保全措置及び事後調査を適切に実施すること。</p>